



愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人一覧

令和6年4月19日現在

指定番号	法人の名称	代表者氏名	指定年月日	主たる事務所の所在地	支援業務を行うとする事務所の所在地	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲 ※1															支援業務を行うとする区域	居住支援法人の電話番号	居住支援法人HP				
						①低額所得者	②被災者	③高齢者	④障害者	⑤子育て	⑥外国人	⑦中国残留邦人等	⑧児童虐待を受けたもの	⑨ハンセン病療養所入所者等	⑩DV被害者	⑪犯罪被害者等	⑫解雇被害者等	⑬保護観察対象者等	⑭生活困窮者	⑮指定災害の被災者				⑯供給促進計画で定められた者 ※2			
愛知第18号	株式会社 くらしケア	代表取締役 直野 武志	令和元年8月6日	名古屋市中区丸の内3丁目19番23号 FPSビル	名古屋市千種区小松町6丁目11番地3 OS-SKY マンションレスカール大久手201号室				○	○													名古屋市、春日井市、小牧市	052-211-8469	<a href="http://www.kurashicare.co.jp/">http://www.kurashicare.co.jp/</a>		
愛知第19号	株式会社 メイクワン	代表取締役 小幡 健	令和元年9月5日	豊田市逢妻町二丁目18番地5	豊田市逢妻町二丁目18番地5																		○	豊田市	0565-32-7700	<a href="http://makeone-kt.com/">http://makeone-kt.com/</a>	
愛知第20号	社会福祉法人 名古屋 市社会福祉協議会	会長 河内 尚明	令和元年12月13日	名古屋市北区清水四丁目17番1号	名古屋市北区清水四丁目17番1号 総合社会福祉会館5階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	名古屋市	052-911-3193	<a href="https://www.nagoya-shakyo.jp/">https://www.nagoya-shakyo.jp/</a>
愛知第21号	特定非営利活動法人 くらし応援ネットワーク	理事長 岡部 昭子	令和元年12月16日	名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号	名古屋市中区平和一丁目15番22号 総合福祉スペースWACA 1F	○			○	○													○	愛知県内全域	052-684-7243	<a href="https://www.kurashi-o-en.org/">https://www.kurashi-o-en.org/</a>	
愛知第22号	一般社団法人 JAWS	代表理事 長井 映樹	令和2年5月15日	半田市有楽町6丁目62番地	愛知県半田市有楽町6丁目62番地																		○	名古屋市、豊橋市、半田市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	0120-987-618	<a href="http://www.jobaws.or.jp/">http://www.jobaws.or.jp/</a>	
愛知第23号	社会福祉法人 半田市 社会福祉協議会	会長 加藤 金吉	令和3年1月29日	半田市雁宿町一丁目22番地の1	半田市雁宿町一丁目22番地の1																		○	半田市	0569-23-7361	<a href="http://www.handa-shakyo.com/">http://www.handa-shakyo.com/</a>	
愛知第24号	株式会社 トビラ	代表取締役 細川 雅史	令和3年8月24日	長久手市作田二丁目809番地	長久手市作田二丁目809番地																		○	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊田市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、みよし市、長久手市、東郷町、豊山町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	0561-63-6554	<a href="https://tobira.ne.jp">https://tobira.ne.jp</a>	
愛知第25号	社会福祉法人 稲沢市 社会福祉協議会	会長 杉山 茂和	令和4年3月16日	稲沢市稲府町1番地	稲沢市稲府町1番地																		○	稲沢市	0587-32-1484	<a href="http://www.inazawa-shakyo.or.jp/">http://www.inazawa-shakyo.or.jp/</a>	
愛知第26号	一般社団法人 achieve	代表理事 鈴木 順一	令和4年3月16日	名古屋市北区大曾根三丁目10番7号 リニアビル	名古屋市北区大曾根三丁目10番7号 リニアビル208号	○																	○	名古屋市、瀬戸市、春日井市、尾張旭市	050-3612-7924	<a href="https://acachieve0920.wixsite.com/wesite">https://acachieve0920.wixsite.com/wesite</a>	
愛知第28号	株式会社 mirasuma	代表取締役 美山 裕薫	令和5年3月20日	名古屋市東区泉一丁目3番41号	名古屋市東区泉一丁目3番41号	○																	○	名古屋市、岡崎市、刈谷市、豊田市、安城市、知立市、津島市	052-961-3375		
愛知第29号	ゆうみ株式会社	代表取締役 美甘 祐司	令和5年5月15日	豊橋市草間町字二本松5番地1	豊橋市草間町字二本松5番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	0532-80-4899	
愛知第30号	特定非営利活動法人 LivEquality HUB	代表理事 岡本 拓也	令和5年7月20日	名古屋市東区東桜二丁目4番9号203	名古屋市東区東桜二丁目4番9号203																		○	名古屋市	050-1741-9674	<a href="https://livequality.co.jp/hub">https://livequality.co.jp/hub</a>	
愛知第31号	リーブル株式会社	代表取締役 青山 双	令和5年8月1日	名古屋市中村区名駅4丁目24番5号第2 森ビル401	名古屋市北区東味館2丁目1721番地	○	○	○	○	○	○												○	愛知県内全域	090-6575-9915	<a href="https://libre30.amebaownd.com/">https://libre30.amebaownd.com/</a>	
愛知第32号	合同会社signs	代表社員 佐藤 竜輝	令和5年8月1日	名古屋市中川区戸田明正二丁目2414番地	名古屋市中川区戸田明正二丁目2414番地	○																			名古屋市、あま市、蟹江町	052-870-9453	
愛知第33号	一般社団法人障害児未 来サポート	代表理事 國分 俊明	令和6年1月17日	名古屋市千種区汁谷町55番地	名古屋市名東区猪子石原三丁目2702番地2階	○	○	○	○	○														名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、みよし市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、阿久比町	080-3684-9801	<a href="http://mirai-support.link/">http://mirai-support.link/</a>	

愛知県住宅確保要配慮者居住支援法人一覧

令和6年4月19日現在

指定番号	法人の名称	代表者氏名	指定年月日	主たる事務所の所在地	支援業務を行うとする事務所の所在地	支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲 ※1																支援業務を行うとする区域	居住支援法人の電話番号	居住支援法人HP	
						①低額所得者	②被災者	③高齢者	④障害者	⑤子育て	⑥外国人	⑦中国残留邦人等	⑧児童虐待を受けたもの	⑨ハンセン病療養所入所者等	⑩DV被害者	⑪犯罪被害者等	⑫帰国被害者等	⑬保護観察対象者等	⑭生活困窮者	⑮指定災害の被災者	⑯供給促進計画で定められた者 ※2				
愛知第34号	株式会社THANK	代表取締役 古田 勤	令和6年4月10日	名古屋市天白区一本松一丁目1209番地	名古屋市天白区一本松一丁目1209番地	○	○	○	○	○	○				○								名古屋市、小牧市、東海市、日進市	052-990-2030	

※1 支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲は以下による

- ①住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第2条第1号に定める者
- ②同法 第2条第2号に定める者
- ③同法 第2条第3号に定める者
- ④同法 第2条第4号に定める者
- ⑤同法 第2条第5号に定める者
- ⑥同法施行規則 第3条第1号に定める者
- ⑦同法施行規則 第3条第2号に定める者
- ⑧同法施行規則 第3条第3号に定める者
- ⑨同法施行規則 第3条第4号に定める者
- ⑩同法施行規則 第3条第5号に定める者
- ⑪同法施行規則 第3条第6号に定める者
- ⑫同法施行規則 第3条第7号に定める者
- ⑬同法施行規則 第3条第8号に定める者
- ⑭同法施行規則 第3条第9号に定める者
- ⑮同法施行規則 第3条第10号に定める者
- ⑯同法施行規則 第3条第11号に定める者

※2 ⑯供給促進計画で定められた者

- (1) 海外からの引揚者
- (2) 新婚世帯
- (3) 原子爆弾被爆者
- (4) 戦傷病者
- (5) 児童養護施設退所者
- (6) LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー)
- (7) Uターンによる転入者
- (8) 住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者
- (9) 失業者
- (10) 一人親世帯
- (11) 低額所得者(法第2条第2号に該当する者)の親族と生計を一にする学生